

活動実施に向けての 工夫案を紹介します。 各校区の実情や内容に合わせて ご活用ください

> 堺市社会福祉協議会 (令和2年6月)

- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶 ●地域リハビリ

 - ●子育てサロンなど



⇒スタッフは最少人数で行う (感染源を少なくする)









































- ●グループ援助活動
- いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- 地域リハビリ
- ●子育てサロンなど



⇒利用・参加人数を制限する 日程を数回に分ける (感染源を少なくする)













































- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- 地域リハビリ
- ●子育てサロンなど



⇒自宅で検温してきてもらう(スタッフや参加者) 加えて、入館前に検温を実施する





【自粛してもらう目安】

- ●37.5度以上の発熱がある (または平熱より1度超過)
- ●息苦しさ(呼吸困難)
- ●強いだるさや、軽度であっても 咳や咽頭痛などの症状がある





- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- ▶地域リハビリ ●子育てサロンなど



⇒アルコール等の消毒液を会場内に準備する





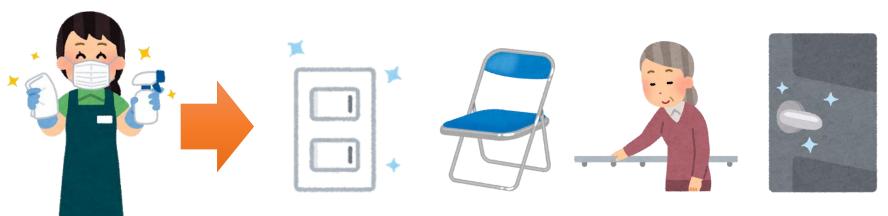




- ●グループ援助活動
- ▶いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- 地域リハビリ
- ●子育てサロンなど



⇒会場の清掃、消毒、換気を徹底する



特に高頻度の接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、 蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)に留意しましょう。

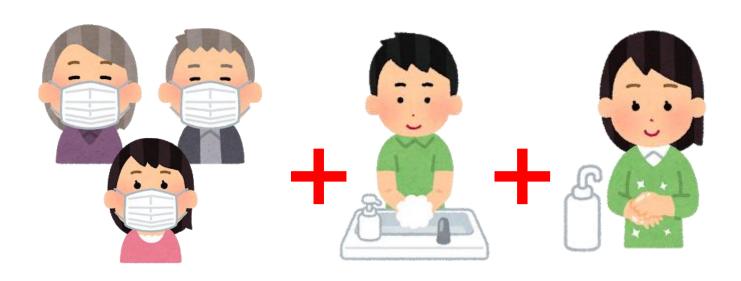




- ●グループ援助活動
- ▶いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- ▶地域リハビリ
 - ●子育てサロンなど



→マスクを着用し、咳エチケット、 手洗い・手指の消毒を参加者に徹底する

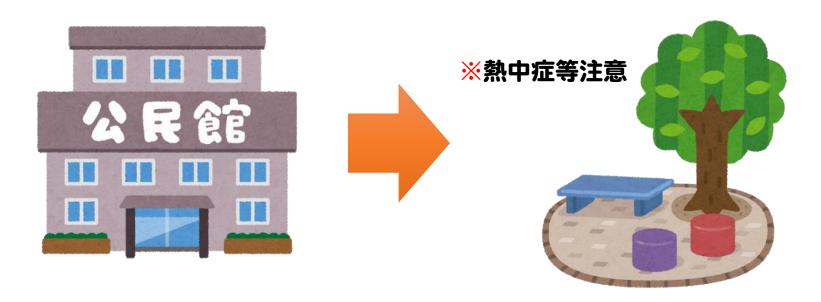




- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- ▶地域リハビリ ●子育てサロンなど



⇒可能な場合は、屋外行事に内容を変更する



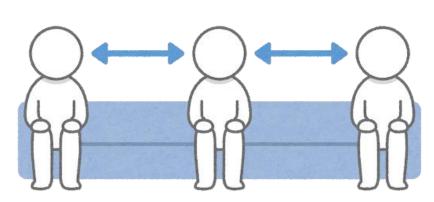


- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- ●地域リハビリ
 - ●子育てサロンなど



→会場のレイアウトや配席を考える





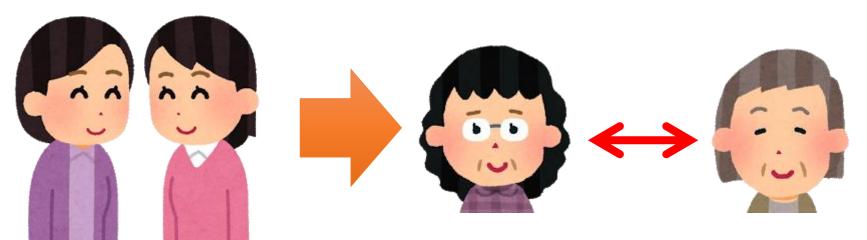
できるだけ 2m、最低 1m空ける。



- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- 地域リハビリ
- ●子育てサロンなど



→なるべく向かい合うことを避け、 対人距離を確保できるようにする



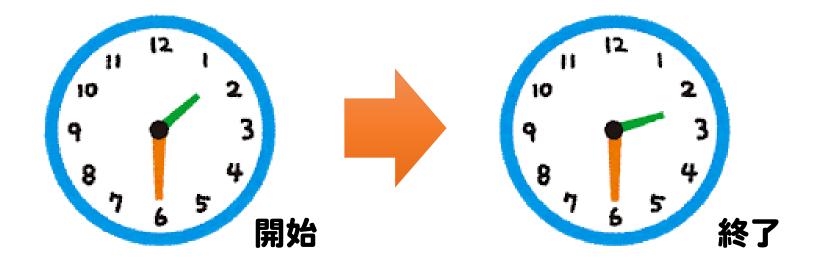
できるだけ 2m、最低 1m空ける。



- ●グループ援助活動
- いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- 地域リハビリ
- ●子育てサロンなど



⇒開催時間を短縮する。(1時間を目安に)







- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- ▶地域リハビリ ●子育てサロンなど



- ⇒次の活動は、なるべく避ける
 - 密接が避けられない活動 例)囲碁、将棋、麻雀など
 - ■大きな声を出すことや歌うことを目的とした活動 例)合唱、カラオケ、詩吟など









- ●グループ援助活動
- いきいきサロン ●ふれあい喫茶

 - 地域リハビリ ●子育てサロンなど



⇒定期的に換気を行う

- 30分に1回以上
- 数分間程度
- 窓などを全開にする







- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- 地域リハビリ
- ●子育てサロンなど



⇒食事やおやつは会場で食べず、 プレゼント方式とする







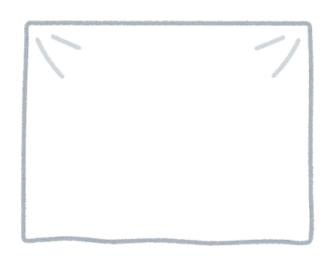


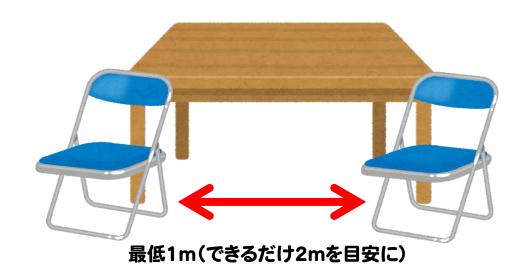


- ●グループ援助活動
- ●いきいきサロン ●ふれあい喫茶
- ▶地域リハビリ
- ●子育てサロンなど



⇒喫茶等の飲食物を提供する場合は、対面は避け、 最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を開けて 席を配置し、透明シートやアクリル板等を設置する







●ボランティアビューロー



- ・相談ブースに透明パネル設置する。
- ・地域会館等での電話相談受付にする(例:毎週〇曜日 △時~□時 電話相談開所)
- ・新型コロナに関する各種相談先一覧の チラシを用意する(配架や掲示)







●お元気ですか訪問活動



⇒インターホン越しの会話 電話での会話にする 文通(返信用はがきを活用)にする 対面する際は、できるだけ2m、最低1mの間隔を 空ける





本資料に関するお問い合わせ先

社会福祉法人堺市社会福祉協議会

堺区事務所 **☎**072-226-2987 中区事務所 **☎**072-270-4066 東区事務所 **☎**072-287-0004 西区事務所 **☎**072-275-0255 南区事務所 **8**072-295-8250 北区事務所 **☎**072−258−4700 美原区事務所 **3**072-369-2040 地域福祉課 **☎**072-232-5420

地域活動の再開に向けて一緒に考えさせていただきたいと思います。 お気軽にご相談ください。

※大阪府では、感染者発生に備えた「大阪府コロナ追跡システム」も利用できます。

・インターネット検索

・QRコード読み取り







- ※本資料は、令和2年5月末時点での情報に基づき作成しています。
 - (今後、感染症に関する状況推移により、その時々の国・大阪府・堺市等の発出内容 に応じた判断が必要になることが想定されます)
- ※本資料については、今後、内容を追加・修正し、更新する場合があります。

(更新版を発行する場合は、表紙の日付表記を変更します)